西宮市西部工場解体工事 請負契約書(案)

令和5年1月

西 宮 市

請負契約書

(設計・施工一括発注方式)

収入 印紙

工 事 名	西宮市西部工場解体工事
工事場所	西宮市浜松原町
工期	本契約締結を承認する旨の西宮市議会議決の翌日から
上 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	令和7年3月31日
請負代金額	<u>金</u> 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 <u>金</u> 円)
契約保証金	<u>金 円</u> 担保の種類
留保期間	契約締結日から引渡し日まで
契約不適合責任保証金	請負代金額の100分の2以上
留保期間	引渡し日より2年間
支払条件	別紙1のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は仮契約とし、議会の議決に伏すべき契約書及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年西宮市条例34号)第2条の規定による西宮市議会の議決を得た日から、地方自治法第234条第5項の規定に基づく本契約になるものとする。

発注者と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、発注者及び受注者の代表企業がそれ ぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 西宮市六湛寺町 10番3号

西宮市

代表者 西宮市長

印

受注者 住 所

氏 名

印

請負契約約款

(設計・施工一括発注方式)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書、この約款、特約条項及び別紙(以下「契約書」という。)に基づき、契約図書(発注仕様書(要求水準書)、基本設計図書、入札説明書等に関する質問・意見への回答、技術提案書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及び契約図書を内容とする請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事(以下「工事」という。)を契約書記載の工期内に完成し、次条に 規定する調査業務及び設計業務の成果物(以下「設計成果物」という。)並びに工事目的物(以下、 工事目的物と設計成果物を総称して「本件成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注 者は、その請負代金を別紙1に定めるとおり支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他調査業務及び設計業務並びに工事を完了し、本件成果物を完成するため に必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この規定は、この契 約終了後も有効とする。
- 5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年 法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(調査業務及び設計業務)

- 第2条 受注者は、契約図書に基づき、工事に必要な調査業務を実施するものとする。
- 2 受注者は、この契約の締結後速やかに調査業務の工程表その他の必要な書類を発注者に提出し、 調査業務に着手するものとする。
- 3 受注者は、調査業務を完了したときは、調査報告書を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、契約図書及び第1項に規定する調査業務に基づき、工事に関する実施設計(以下「実

施設計」という。) を実施するものとする。

- 5 受注者は、この契約の締結後速やかに設計業務の工程表その他の必要な書類を発注者に提出し、 設計業務に着手するものとする。
- 6 受注者は、実施設計を完了したときは、工事に係る実施設計図書(以下「実施設計図書」という。) を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、実施設計図書の承諾を得た後、工事に着手しなければならない。ただし、あらかじめ発注者に申出し、承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 8 受注者は、工事の施工に当たり、実施設計図書を変更する必要が生じたときは、直ちに実施設 計図書の変更内容を発注者に通知しなければならない。
- 9 第6項の規定は、前項及び第20条第1項の規定に基づき、実施設計図書を変更する場合に準用する。
- 10 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する権利を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 11 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する権利を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 12 受注者は、工事目的物の引渡しと同時に、設計成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- **第4条** 受注者は、この契約締結後7日以内に契約図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- **第5条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄 託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52 条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証 は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証 を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 発注者は、工事目的物が検査に合格し、かつ、本件成果物の引渡しを受けた後に、第1項第1 号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を受注者 に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- **第6条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの、並びに設計成果物(未完成の設計成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請 負代金債権の譲渡について第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、本件成果物が著作権法(昭和 45 年法律第8号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含み、以下「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を著作物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

- 6 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、 受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (1) 本件成果物の内容を公表すること。
- (2) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 7 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本件成果物の内容を公表すること。
- (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 8 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- 9 発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、調査業務、設計業務、若しくは工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、調査業務及び設計業務については、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求する ことができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される 第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する ときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、 施工方法等を指定した場合において、契約図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、 受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負 担しなければならない。

(監督員)

第 10 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督 員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項の うち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に 掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 契約図書及び実施設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 契約図書及び実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び 解除については、契約図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合に おいては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- **第11条** 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、契約図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項に該当する工事にあっては「監理技術者」とし、同条第3項本文に該当する工事にあっては「専任の主任技術者」とし、同条第2項及び第3項本文に該当する工事にあっては「専任の監理技術者(建設業法第26条第5項に該当する者に限る。)」とする。ただし、同条第3項ただし書の規定により監理技術者が専任しない場合は、「監理技術者(建設業法第26条第5項に該当する者に限る。)及び専任の監理技術者補佐」とする。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請 負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及 び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使す ることができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人につ いて工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行

使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。) 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、契約図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第13条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は 管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した 書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、 その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その 結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- **第14条** 工事材料の品質については、契約図書に定めるところによる。契約図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、契約図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて 使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければな らない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出して はならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- **第 15 条** 受注者は、契約図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を 受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に 合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、契約図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、 当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて契約図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、契約図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求 を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備 に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具、又は図面その他設計業務に必要な物品等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、契約図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担に おいて、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結 果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が契約図書の定めと異なり、又は使用に適当で ないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は

理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数 量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を 変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、契約図書に定めるところにより、工事の完成、契約図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が契約図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他契約図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(契約図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、契約図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用 地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人 が所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するととも に、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を 聴いて定める。

(契約図書又は実施設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 18 条 受注者は、工事の施工部分が契約図書又は実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合に おいて、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が契約図書又は実施設計図書に適合しないと 認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を 受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- **第19条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 各契約図書(技術提案書を除く。以下本条において同じ。)間の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 契約図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 契約図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等契約図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 契約図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した ときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに 応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、契約図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し契約図書を訂正する必要があるもの 発 注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し契約図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し契約図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により契約図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると 認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な 費用を負担しなければならない。

(契約図書の変更)

- **第20条** 発注者は、必要があると認めるときは、契約図書の変更内容を受注者に通知して、契約図書を変更することができ、係る実施設計図書の変更を受注者に請求することができる。
- 2 前項の規定に基づき契約図書の変更が行われる場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を 負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事等に従事する者の労働時間その 他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると 見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- **第23条** 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の 責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由 を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注 者に請求することができる。 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受 注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- **第25条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 23 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- **第26条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第27条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが別紙2に定める計算式に基づき協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から 10 日以内に協議開

始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- **第28条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければな らない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機 の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 本件成果物の引渡し前に、本件成果物又は工事材料について生じた損害その他この契約 の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、 地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなけれ ばならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠っ たことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者 及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等(契約図書で基準を定めたものにあっては、当該基準 を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下この 条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材 料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を 発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が 善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保 険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、そ の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者 に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値が ある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請 負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当 と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時 点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える契約図書の変更)

- 第32条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなけれ

ばならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた 日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者 に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第33条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、契約図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が本件成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払の完 了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ち に応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第34条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項に おいて同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限 を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期 間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日 数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものと みなす。

(部分使用)

- 第35条 発注者は、第33条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、本件成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により本件成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損

害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第36条 受注者は、発注者が前払金を支払う必要があると認めた場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める前払金額を限度として前払金の支払を発注者に請求することができる。なお、前払金の支払方法については、別紙1に定める。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を 支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 受注者は、請負代金額が2割以上増額された場合においては、その増額後における発注者の定める前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が2割以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後における発注者の定める前払金額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支 払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定め る率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計 算した額を遅延利息として支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第37条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を 請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなけれ ばならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨 を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者 災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第39条 発注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては契約図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「出来高部分」という。)に相応する請負代金相当額(以下「出来高額」という。)の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払をすることができる。
- 2 発注者は、第 36 条第 1 項に規定する前金払をした場合における部分払については、別紙 1 に 定める。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認 を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、 契約図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者 に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、そ の理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相 当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第1項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、発注者に移転するものとする。この 場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで受注者が負うものとする。

(部分引渡し)

- **第40条** 工事目的物について、発注者が契約図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、受注者は、その指定部分の引渡し後、指定部分に相応する請負代金の支払を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、第33条、第34条及び前条第2項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

- **第41条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する 支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に 対して第34条(第40条において準用する場合を含む。)又は第39条の規定に基づく支払をしな ければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第42条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- **第 43 条** 発注者は、引き渡された本件成果物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、本件成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が 請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本件成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- **第44条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第46条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたとき は、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- **第 45 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期 間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りでない。
- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (4) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- **第46条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 本件成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本件成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することがで きないとき。
- (7) 本件成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を 経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例 (平成24年

条例第67号。以下この号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。 以下この項において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号及び条例第2条第2号に 規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)が経営又は運営に実質的に関与している と認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- (10) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。)第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア からオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約 その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対 して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (12) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。
 - ア 受注者が、排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 受注者が、課徴金の納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令をいう。)を 受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法 律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。) したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を

し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経 過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、 この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- **第49条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第20条の規定により契約図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第 21 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条、第46条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸

与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれ らの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復 し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この 契約の解除が第45条、第46条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第 48条又は第49条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後 段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者 が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者 及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- **第52条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求するものとする。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 本件成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第45条又は第46条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第45条又は第46条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の 規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第2項の場合(第46条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていると きは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- **第53条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 34 条第 2 項 (第 40 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第54条 発注者は、引き渡された本件成果物に関し、第33条第4項又は第5項(第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この契約で別に期間の定めがある場合はこれに従う。
- 4 第1項及び第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当

該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 5 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び 第8項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通 知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求 等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 6 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に 関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 7 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 9 発注者は、本件成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 引き渡された本件成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予定)

- **第55条** 受注者は、第46条第12号アからウまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第 46 条第 12 号ア又はイのうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法 第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合
- (2) 第46条第12号ウのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(火災保険等)

第56条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を 契約図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。 以下この条において同じ。) に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第57条 契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者 その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に 関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第3項の規定により受注 者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若し くは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者 及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(相殺)

- **第59条** 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に 当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

- 第60条 この契約に定めのない事項については、西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号) 及び関係法令によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。
- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号) 第 13 条 に基づく書面は別紙 3 のとおりとする。

(仮契約の解除)

第61条 仮契約締結後、この契約の締結にかかる議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、

入札参加資格を喪失し又は指名停止を受けた場合、発注者は、仮契約を解除し、この契約を締結 しないことができる。

2 前項の規定により仮契約を解除した場合及びこの契約を締結しなかった場合、発注者は、受注者に対し、仮契約の解除及びこの契約不締結に起因する損害賠償責任を負わない。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

議会の議次があったことを J 知じ、本実的の結晶を確認した。

(本契約締結日)
令和 年 月 日

発注者又は受注者
住所

印

提案の不履行に係る特約条項

- 1 受注者が技術提案書に記載した提案(以下、本条において「提案」という。)を履行することができない場合、受注者は、直ちにその旨を監督員に通知しなければならない。
- 2 発注者が前項の通知を受け、又は受注者が提案を履行していないことを発注者が発見した場合、発注者及び受注者は、提案履行の可否について協議するものとする。
- 3 前項の協議の結果、発注者において、受注者が提案を履行することができると判断したとき は、受注者は、速やかに提案を履行しなければならない。
- 4 第2項の協議の結果、発注者において、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、受注者は、提案の変更について発注者の承諾を得なければならない。発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により変更前の提案を履行することができなかったときは、受注者に対し以下の計算式に基づく請負代金額の減額を請求することができる。なお、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないことに基づき発注者が被った損害が、請負代金額の減額の額を上回るときは、発注者は受注者に対し、その上回る額を請求することができる。

請負代金額の減額= {(当初の入札価格(税抜) - 不履行時の技術評価点 入札時の技術評価点 ×当初の入札価

格(税抜))} × {1+(消費税率及び地方消費税率)}

市内業者契約額に係る特約条項

- 1 受注者は、主たる営業者を西宮市内に有する者(以下「市内業者」という。)の共同企業体への出資額と市内業者が協力企業として契約した金額の合計額(以下、「市内業者契約額」という。)の請負代金額に対する割合(以下「市内契約率」という。)を●●(10以上とし、提案による)%以上としなければならない。ただし、市内業者が協力企業として市内業者と契約した金額は含めない。
- 2 受注者は、第34条、第36条、第39条及び第40条に基づく請求時に、市内業者の契約状況 を示した集計表及び当該集計表を証明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 3 市内契約率の考え方は、別紙4のとおりとする。

契約書及び契約図書相互の優先順位に係る特約条項

1 契約書及び契約図書相互の優先順位は、次の表の左欄に掲げる書類について、右欄に掲げる順位とする。なお、同一順位の書類の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、発注者の選択によるものとする。ただし、技術提案書の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、発注者は受注者と協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

表

契約書	1
入札説明書等に関する質問・意見への回答	2
発注仕様書 (要求水準書)	3
基本設計図書	4
技術提案書 (ただし、技術提案書の記載内容がその他の契約図書に示された水準よりも高 い水準となっている場合には、その限りにおいて技術提案書の記載が優先す る)	5

暴力団排除に関する特約条項

(趣旨)

1 発注者及び受注者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。)第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。以下「要綱」とする。)の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。)とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結してはならない。
- 3 受注者は、下請契約等を締結するときは、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、暴力団等を受注者とする下請契約等について、発注者から当該下請契約等の解除 を求められたときは、その求めに従い契約解除の措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他不当な手段による要求 (以下「不当介入」という。)を受けたときは、発注者に報告するとともに兵庫県西宮警察署長 又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)に届け出て、捜査上必要な協力を行わ なければならない。下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 7 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受 注者に対して、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報(以下 「役員名簿等の情報」という。)の提供を求めることができる。
- 8 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

9 発注者は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第1項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等(要綱第2条第10号に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。)に提供することができる。

(解除に伴う措置)

10 請負契約書の規定による解除に伴い、受注者又は下請契約等の受注者その他関係者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

- 11 受注者は、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、下請契約等(下請契約等が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。) の 受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴 力団等であることが明らかになったときは、発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発 注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者は、請負契約書及び暴力団排除に関する特約に違反したときは、契約の解除、違約金 の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 受注者は、下請契約の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約 の締結後直ちに提出させ、当該誓約書を発注者が提出を求めたとき、又は請負契約書の規定に よる工事が完成した旨の通知をする時までに発注者に提出すること。
- (6) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するために、 警察署長へ意見照会することに同意すること。
- (7) 前号の照会に当たり、発注者が、受注者又は下請契約等の受注者について、役員名簿等の情報を求めたときは、受注者はその役員等から、役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときは、発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をすること。また、下請契約等の受注者が不当介入を受けた場合は、受注者を通じて発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をするよう指導すること。
- (9) 発注者が、警察署長から得た情報を第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため、他の業務で使用し、又は教育委員会等に提供すること、及び西宮市指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。
- 12 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約を 締結する場合においては、その合計金額)が 200 万円を超えるときは、前項の規定に準じて当 該下請契約の受注者に誓約書を提出させて保管し、請負契約書の規定による工事が完成した旨 の通知をするときまでに当該誓約書(第3項の規定により、この特約に準じて下請契約に定め た規定により提出させた誓約書を含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 13 受注者は、前2項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

14 受注者は、下請契約の受注者が第12項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合は、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

(受注者からの協力要請)

15 受注者は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

別紙1 請負代金の支払

この契約の請負代金の支払は、次のとおりとする。

1 前払金

当該年度の出来高予定額の40%以内を、請求を受けた日から14日以内に支払う。(「公共工事の前払金保証事業に関する法律」による保証を受けたものに限る。)

なお、前払金の請求手続は契約締結日又は当該請求を行う年度の4月1日から 30 日以内に行わなければならない。

【出来高予定額】令和5年度:請負代金額の10%

令和6年度:請負代金額の90%

2 中間前払金

当該年度の出来高予定額の20%以内を、請求を受けた日から14日以内に支払う。(前払金を支払った工事で、当該年度における工事実施期間の2分の1を経過しており、当該年度における工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われており、当該年度の出来高が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものに限る。)

3 部分払

令和6年3月末出来高×9/10-(前払金額+中間前払金額) 以内を、令和6年4月末までに支払う。ただし、支払限度額は予算の範囲内とする。

4 竣工払

竣工後、残額(請負代金額-前払金額-中間前払金額-部分払金額)を支払う。

別紙2 第27条に定める請負代金額の変更及び第60条に定める補則に基づく特例措置

- 1 第27条第1項から第4項に定める請負代金額の変更
- (1) 請負代金額の変更を請求する基準

第27条第1項に定めるとおり、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 ただし、変更手続及び物価変動率確定の期間を考慮し、請求は令和6年10月1日以降行うことはできない。

物価変動率 = $\alpha - 1$

 $\alpha = (変更時指標) / (基準指標)$

変更時指標:請求のあった日を含む月及びその前2ヶ月の建築費指数(暫定値含む)

の平均値

基準指標:入札書の受付期限を含む月及びその前2ヶ月の建設費指数の平均値

ただし、第 27 条第 1 項から第 4 項に定める請負代金額の変更を行った後、再度請負代金額の変更を請求する場合の基準指標は、前回変更時の変更時指標とする。

なお、建築費指数とは、一般財団法人建設物価調査会のホームページに掲載されている「建築費指数/構造別平均指数/構造別平均RC/土工・地業」をいう。

(2) 変動後残工事代金額の算定(税抜)

次の計算式により算出される。小数点第1位を切り捨て、整数とする。

①物価変動率>0.015のとき

(変動後残工事代金額) = (変動前残工事代金額) × (1+(物価変動率) <math>-0.015)

②物価変動率<-0.015のとき

(変動後残工事代金額) = (変動前残工事代金額) × (1+(物価変動率)+0.015)

2 第60条補則に基づく公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の取扱

公共工事設計労務単価の大幅な上昇が見られた場合、旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事について、請負代金額の変更協議に係る特例措置を実施する場合があるが、この契約においては入札書の受付期限を物価変動の当初基準時指標とすることから、当該特例措置は適用しない。

別紙 3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく
	書面

1 分別の方法

学体の方法
械作業の併用
里由 ()
械作業の併用
里由 ()
械作業の併用
械作業の併用
械作業の併用
1 1

2	解体工事に関する費用	7
---	------------	---

	円	(税抜)
--	---	------

(受注者の見積金額)

※分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとるする。

3 再資源化をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	施設の所在地
•••	•••	•••
•••	<u>•••</u>	<u>•••</u>

4	特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
	(受注者の見積金額)

___●●● 円(税抜)

※特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

別紙4 市内契約率の考え方

市内契約率の計算例を以下に示す。

市内業者の共同企業体への出資額(税抜)

市内元請 [30%] 市外元請 [70%]

注)[]内の数値は、請負代金額(税抜)に対する割合

市内業者が協力企業 として契約した金額 (税抜)

市内下請 市外下請 その [20%]	の他一般管理費等 [30%]
--------------------	-------------------

注)[]内の数値は、請負代金額(税抜)に対する割合

市内契約率=30%+(100%-30%)×20%=44%